

2022年4月

中小企業版私的整理ガイドラインの概要

弁護士 関端 広輝 / 弁護士 栗田口 太郎 / 弁護士 荻野 聡之 / 弁護士 島田 充生

コロナ禍において、債務残高が増加し、債務の過剰感を感じる企業も増える中、2021年6月に政府の「成長戦略実行計画」が閣議決定され、同計画で、事業再構築・事業再生の環境整備のため、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定を検討することが示されました。これを受け、「中小企業の事業再生等に関する研究会」が発足し、同研究会より、2022年3月4日に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」)が公表されました。その後、実務上留意すべきポイントをまとめたQ&Aも公表され、2022年4月15日から本ガイドラインの適用が開始されています。

本ニュースレターでは、本ガイドラインが定める中小企業向けの新たな準則型私的整理手続の概要について、再生型私的整理手続を中心にご説明します。

1. 本ガイドライン(中小企業の事業再生等に関する私的整理ガイドライン)の構成・目的等

本ガイドラインは、以下の三部で構成されています。

- 第一部 本ガイドラインの目的等
- 第二部 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方
- 第三部 中小企業の事業再生等のための私的整理手続(中小企業版私的整理手続)

第一部では、本ガイドラインが以下の2つの目的から構成されることが示されています。

- ① 中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示すこと。
- ② より迅速かつ柔軟に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続を定めること。

そして、第二部が上記の目的①に該当し、第三部が上記の目的②に該当するという位置付けとされています。

今後、本ガイドラインの適用を受ける中小企業者は、事業再生等のために、本ガイドライン第三部が定める新たな準則型私的整理手続(以下「中小企業版私的整理手続」)を選択できるようになります¹。また、中小企業版私的整理手続については、活用支援のために費用補助制度(後述)があることも注目されます。

以下においては、新たな選択肢となった中小企業版私的整理手続について、再生型私的整理手続と廃業型私的整理手続に分けて、本ガイドライン Q&A²(以下「本 Q&A」)で示された実務上のポイントも踏まえて、各概要をご説明します。

2. 再生型私的整理手続の概要

(1) 再生型私的整理手続の流れ

再生型私的整理手続では、①経営困難な状況にある中小企業者である債務者が、②弁護士、会計士等の外部専門家の支援を受けて、事業再生計画案を策定し、③これについて独立・公平な立場である第三者支援専門家による調査報告を経て、④事業再生計画案につき、債権者である金融機関等全員の同意を得て、債務(主として金融債務)について返済猶予、債務減免等を受けることにより、当該中小企業者の事業再生を図ることになります。具体的な手続の流れは、大要、以下のとおりです。



¹ 従来の準則型私的整理手続としては、私的整理ガイドライン、事業再生 ADR、中小企業活性化協議会(2022年4月1日の改組前の名称は中小企業再生支援協議会)、地域経済活性化支援機構(「REVIC」)、整理回収機構(「RCC」)による私的整理手続があります。また、裁判所による特定調停手続は、事業者の事業再生を支援する手法等として行われることがあり、これも準則型私的整理手続として挙げられます。

² 本 Q&A は、2022年4月1日に公表され、同月8日に、以下の2件の国税庁照会の結果を踏まえて一部改訂されています。

- ① 「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)』に基づき策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」(令和4年4月1日付照会)
(国税庁回答) <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220311/index.htm>
- ② 「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン(廃業型私的整理手続)』に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」(令和4年4月1日付照会)
(国税庁回答) https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220311_02/index.htm

以下では、各項目の概要について、解説いたします。

(2) 適用対象となる「債務者」に該当

再生型私的整理手続の対象となる債務者は、以下の全ての要件を充足する中小企業基本法第 2 条第 1 項に定義される「中小企業者」(常時使用する従業員数が 300 人以下の医療法人を含む。)³です。

- ① 収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じることで経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難であること
- ② 中小企業者が対象債権者に対して中小企業者の経営状況や財産状況に関する経営情報等を適時、適切かつ誠実に開示していること⁴
- ③ 中小企業者及び中小企業者の主たる債務を保証する保証人が反社会的勢力又はそれと関係のある者ではなく、そのおそれもないこと

(3) 外部専門家の選定

中小企業者は、事業再生計画案の策定等の支援を行う公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士、不動産鑑定士、その他の専門家等を選定します⁵。

(4) 第三者支援専門家の選定

中小企業者は、独立・公平な立場から事業再生計画案の調査報告等を行う第三者支援専門家を選定します。

第三者支援専門家は、弁護士、公認会計士等の専門家であり、かつ、再生型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たものとされています。該当する専門家については、中小企業活性化全国本部及び事業再生実務家協会がそれぞれ候補者リストを公表しています(本 Q&A「Q30」「Q31」参照)。

加えて、第三者支援専門家は、中小企業者及び対象債権者との間に利害関係を有しない者でなければなりません。

中小企業者は、公表された候補者リストから第三者支援専門家を選定し⁶、主要債権者(後述)全員から同意を得る必要があります。

なお、第三者支援専門家は 1 名から 3 名の選任が想定されていますが、第三者支援専門家の業務として、金融機関調整や事業再生計画案のうち法律事務に関する調査報告書の作成を含む場合には、必ず弁護士を選任しなければならない点に注意が必要です(本 Q&A「Q33」参照)。

³ 「中小企業者」には、中小企業基本法第 2 条第 5 項に定められる「小規模企業者」や個人事業主も含まれるとされています。また、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定義される「中小企業者」に該当しなくても、学校法人や社会福祉法人など会社法上の会社でない法人についても、その事業規模や従業員数などの実態に照らし適切と考える場合、本ガイドラインを準用することは妨げられません(以上につき、本 Q&A「Q3」参照)。但し、かかる「中小企業者」に該当しない場合、中小企業版私的整理手続に関する費用補助の対象外とされる可能性がある点には注意が必要です。

⁴ 再生型私的整理手続開始前において不正確な情報開示があった場合でも、不正確な開示の金額及びその態様並びに不正確な情報開示等に至った動機の悪質性といった点を総合的に勘案して、手続の利用の余地があるとされています(本 Q&A「Q6」「Q27」参照)。

⁵ 第三者支援専門家と異なり、債権者の同意は不要です。

⁶ 但し、対象債権者全員から同意を得た場合は、候補者リストにない第三者支援専門家を選定することも可能です。

(5) 主要債権者への手続利用検討の申出

中小企業者は、再生型私的整理手続の対象となる債権者⁷のうち主要債権者に対し、再生型私的整理手続の利用を検討している旨を申し出るとともに⁸、上記(4)記載のとおり、第三者支援専門家の選任について、主要債権者全員からの同意を得る必要があります。

主要債権者とは、保全の有無(担保により保全されている債権者であるか否か)を問わず、金融債権額のシェアが最上位の対象債権者から順番に、そのシェアの合計額が50%以上に達するまで積み上げた際の、単独又は複数の対象債権者を意味します。また、主要債権者は、手続の初期段階から、潜在的な債権者である信用保証協会と緊密に連携・協力することとされています(本 Q&A「Q26」参照)。

(6) 支援開始の決定

主要債権者の意向も踏まえ、支援開始の決定が行われます。なお、主要債権者の意向とは、具体的な計画案への同意の可能性までを確認する必要はなく、再生型私的整理手続を利用して当該中小企業者の事業の再生の検討を進めていくことに対して否定的でないことが確認されれば足够了(本 Q&A「Q44」参照)。

(7) 一時停止の要請

中小企業者は、支援開始の決定後のいずれかのタイミングで⁹、資金繰りの安定化のために必要があるときは、対象債権者に対して、書面により、一定期間の元金の返済猶予等を内容とする一時停止の要請を行うことができます。対象債権者は、所定の要件を充足する場合¹⁰、一時停止の要請に誠実に対応するものとされています。

(8) 事業再生計画案の策定

中小企業者は、外部専門家の支援を受け、事業再生計画案を策定します。本ガイドラインにおいては、事業再生計画案に含むべき内容の詳細が定められていますが、中でも特に重要と思われる項目は以下のとおりです¹¹。

- ① 実態貸借対照表¹²
- ② 資金繰り計画(債務弁済計画を含む)
- ③ 金融支援(債務返済猶予や債務減免等)を要請する場合はその内容

⁷ 再生型私的整理手続の対象債権者は、①銀行、②信用金庫、③信用組合、④労働金庫、⑤農業協同組合、⑥漁業協同組合、⑦政府系金融機関、⑧信用保証協会(代位弁済を実行し、求償権が発生している場合。保証会社を含む。)、⑨サービサー等(銀行等からの債権の譲渡を受けているサービサー等)、⑩貸金業者、⑪(私的整理を行う上で必要なときは、)その他の債権者です。

⁸ 中小企業者から対象債権者に対する事前相談は、手続の利用要件ではありませんが、できる限り時間的余裕をもって事前相談することが望ましいとされています(本 Q&A「Q18」参照)。

⁹ 中小企業者が、支援開始決定前に、主要債権者やその他の対象債権者に対して、元本返済の一時猶予などを要請することは妨げられません(本 Q&A「Q45」参照)。

¹⁰ 特に、事業再生計画案に債務減免等の要請が含まれる可能性のある場合は、再生の基本方針が対象債権者に示されていることが必要となる点に注意が必要です。

¹¹ 小規模企業者(中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に定義される事業者)が債務減免等の要請を含まない事業再生計画案を作成する場合には、事業再生計画案に含むべき内容の一部について緩和されています。

¹² 債務返済猶予の場合は必須とされません。

- ④ 実質的に債務超過の場合、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目途に実質的な債務超過を解消するものであること
- ⑤ 経常利益が赤字の場合、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目途に黒字に転換する内容とすること
- ⑥ 事業再生計画の終了年度(原則として実態債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とすること
- ⑦ (金融支援を要請する場合)経営責任の明確化¹³
- ⑧ (債務減免等を要請する場合)株主責任の明確化
- ⑨ (経営者保証がある場合)保証人の資産等の開示と保証債務の整理方針を明らかにすること

(9) 第三者支援専門家の調査報告書作成

第三者支援専門家は、独立・公平な立場から、事業再生計画案の内容の相当性及び実行可能性等について調査し、調査報告書を作成します。

(10) 債権者会議の開催

中小企業者により事業再生計画案が作成された後、原則として全ての対象債権者による債権者会議が開催されます。債権者会議では、中小企業者による事業再生計画案の説明及び第三者支援専門家による調査報告の説明が行われるとともに、質疑応答・意見交換が行われ、対象債権者が事業再生計画案に対する同意・不同意の意見を表明する期限を定めます。

(11) 事業再生計画の成立

全ての対象債権者が、事業再生計画案について同意し、第三者支援専門家はその旨を文書等により確認した時点で事業再生計画は成立し、対象債権者の権利は、成立した事業再生計画の定めによって変更されます。すなわち、事業再生計画の成立には、主要債権者だけでなく、全ての対象債権者の同意が必要とされており、私的整理における「全行同意」のルールが維持されています。もともと、この再生型私的整理手続においては、事業再生計画案に対して不同意とする対象債権者は、速やかにその理由を第三者支援専門家に対し誠実に説明するものとされました。その際、可能な範囲で、不同意とするに当たっての数値基準などの客観的な指標や、その理由について具体的な事実をもって説明することが望ましいとされています(本 Q&A「Q72」参照)。

(12) 事業再生計画の実行・モニタリング

事業再生計画の成立後、中小企業者は同計画を実行する義務を負います。そして、外部専門家や主要債権者は、事業再生計画成立後の中小企業者の事業再生計画達成状況等について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの期間は、原則として事業再生計画が成立してから概ね3事業年度(事業再生計画成立年度を含む。)を目途とされています。

¹³ 債務減免等の抜本的な金融支援を要請する場合には、原則として経営責任と株主責任を明確化することが求められますが、例外等を一切許容しない趣旨ではなく、中小企業者の規模や特性のほか、自助努力の内容や程度、窮境に至る原因、自然災害等に由来するか等に照らして、個別に判断することもあり得るものとされています(本 Q&A「Q13」「Q23」「Q24」「Q59」参照)。

3. 廃業型私的整理手続の概要

(1) 廃業型私的整理手続の流れ

廃業型私的整理手続では、①過大な債務を負い、既存債務を弁済することができないこと又は近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれる中小企業者である債務者が、②弁護士、会計士等の外部専門家の支援を受けて、弁済計画案を策定し、③これについて独立・公平な立場である第三者支援専門家による調査報告を経て、④弁済計画案につき、債権者である金融機関等全員の同意を得て、債務(主として金融債務)について返済猶予、債務減免等を受けることにより、当該中小企業者の廃業を行うこととされています。

以下では、再生型私的整理手続との比較を中心に、廃業型私的整理手続の主な特徴を解説します。

(2) リース債権者が対象債権者に含まれること

再生型私的整理手続の場合、原則として、リース債権者は対象債権者に含まれませんが、廃業型私的整理手続の場合は、リース対象物件を処分し清算することが想定されているため、原則として、リース債権者も対象債権者に含まれます(本 Q&A「Q20」参照)。

(3) 第三者支援専門家は弁済計画案の調査の段階から関与すれば足りること

再生型私的整理手続の場合、事業再生には様々な手法があり、再生シナリオも多種多様であることから、事業再生に豊富な知見と経験を有する第三者支援専門家が検討の初期段階から関与することとされています。他方で、廃業型私的整理手続の場合は、当初から中小企業者の廃業・清算が想定され、再生型私的整理手続と比較し、一定程度定型的な関与が想定されることから、第三者支援専門家は、弁済計画案の調査の段階から関与すれば足りるものとされています。もともと、必要がある場合は、廃業型私的整理手続であっても、第三者支援専門家を初期段階から選任し、関与させることも可能です(本 Q&A「Q37」参照)。

(4) 対象債権者に対する金融債務の弁済が全く行われない弁済計画もあり得ること

弁済計画は、破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があることが必要であるため、原則、対象債権者に対する金融債務の弁済が全く行われない弁済計画は想定されていません。しかし、中小企業者の清算価値がゼロであり、全ての財産を換価・処分しても、公租公課や労働債権等の優先する債権を弁済することにより金融債務に対する弁済をできない場合には、金融債務の弁済が全く行われない弁済計画案も排除されないものとされています。ただし、この場合でも、金融債務の弁済がないにもかかわらず対象債権者にとっての経済合理性があることの説明及びその調査報告は必要です(本 Q&A「Q90」参照)。

4. 本ガイドラインに基づく計画を策定する場合の費用補助制度

本ガイドラインに基づく事業再生計画又は弁済計画の策定等を支援する外部専門家及び第三者支援専門家の以下の各費用については、中小企業庁の「経営改善計画策定支援事業」により、その3分の2(1案件につき上限 計700万円(消費税込み))の補助が受けられます。ただし、補助対象となるためには、外部専門家、第三

者支援専門家が認定経営革新等支援機関¹⁴であることが必要です。

- ① DD 費用等(上限 300 万円)
- ② 計画策定支援費用(上限 300 万円)
- ③ 伴走支援費用(上限 100 万円)

5. まとめ

従来、事業再生 ADR 手続は主として大企業の債務減免・返済猶予案件について、また、中小企業活性化協議会手続は主として中小企業の返済猶予案件について、それぞれ利用が進んでいましたが、両者のミドルゾーンに属する規模の案件や、債務減免を伴う抜本再生に向けた複雑な調整が必要となる中小企業の案件などを中心に、新たな中小企業版私的整理手続の利用が進むことが期待されます。

以 上

¹⁴ 認定経営革新等支援機関とは中小企業等経営強化法に基づき、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(弁護士、公認会計士、税理士、金融機関等)です。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 関端 広輝hiroki.sekibata@amt-law.com

Tel: 03-6775-1059

Fax: 03-6775-2059

弁護士 栗田口 太郎taro.awataguchi@amt-law.com

Tel: 03-6775-1104

Fax: 03-6775-2104

弁護士 荻野 聡之satoshi.ogino@amt-law.com

Tel: 03-6775-1197

Fax: 03-6775-2197

弁護士 島田 充生mitsuo.shimada@amt-law.com

Tel: 03-6775-1285

Fax: 03-6775-2285

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com